

令和5年度 食品衛生月間の実施について

例年、8月を食品衛生月間と定め、全国的に食品衛生思想の普及・啓発が図られています。
本年も下記のとおり厚生労働省ほか関係機関の主催により実施されることとなり、本県においても、食品関係事業者はもとより、広く一般家庭に対し食品衛生思想の普及・啓発、食品の安全性に関する情報提供を行い、食中毒の発生予防を図ります。

記

1 実施機関

厚生労働省、都道府県、保健所設置市及び特別区

2 実施期間

令和5年8月1日（火）から令和5年8月31日（木）までの1ヶ月間

3 島根県における実施内容

各保健所等で以下の事項について実施

- (1) 食品衛生監視員による監視及び指導の強化
- (2) 食品衛生思想の普及（街頭キャンペーンなど）
- (3) 営業者及び消費者に対する衛生講習会の実施
- (4) 食品衛生指導員の施設訪問による普及啓発

県民の皆様へ（食品衛生月間に向けて一言）

1～7月までに7件の食中毒が発生しております。

食中毒の予防対策を徹底しましょう。

（食中毒予防のポイント）

- ① 調理の前、食事の前には、石けんと流水で必ず手を洗いましょう。
- ② 調理にあたっては十分に加熱しましょう。
- ③ 嘔吐、下痢等の症状がある場合は、調理を控えましょう。
- ④ 食品は冷蔵庫等で低温で保存しましょう。
- ⑤ 調理した食品はすぐ食べるようにしましょう。
- ⑥ 生食用魚介類を調理する際はアニサキス（寄生虫）がないか確認しましょう。
- ⑦ 生又は加熱不十分の牛肉、豚肉、鶏肉等を食べることは避けましょう。